

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
日曜日（日休）は、
（金）（日）の翌
（日）（金）の翌

目 次

◇規 則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則
◇告 示 教育職員の免許状の授与

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施解除予定の保安林

公共測量を実施する旨の通知

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

古物営業法による聴聞の実施

電気工事士試験の実施

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

規 則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十七号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中

い わ な 及 び や ま め

十月一日から十一月十日まで

を

い わ な 及 び や ま め

九月一日から二月末日まで

に、

あ

二月一日から五月二十五日まで及び十月一日から十一月十日まで

を

あ

二月一日から五月三十一日まで及び九月二十六日から十月二十日まで

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第三百二十二号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
高等学校教諭	昭四二高一	岡 垣 多津子	鳥取県
一級普通免許状	普第一号	花 岡 秀 男	〃
高等学校教諭	昭四二高一	〃	〃
二級普通免許状	普第一号	〃	〃

鳥取県告示第三百二十三号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
高等学校 助教諭免許状	昭四二高助 第四号	花 岡 秀 男	鳥取県

鳥取県告示第三百二十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
鳥国医一二五六 森 浩 郎 昭和四十二年四月十四日

鳥取県告示第三百二十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称 所 在 地 申出の受理の年月日
大島歯科医院 八頭郡船岡町船岡 昭和四十二年五月一日

鳥取県告示第三百二十六号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ひな白痢検査、流行性脳炎予防注射及びふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛、豚、鶏又はみづばちの所有者に対して検査、注射又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢、流行性脳炎及びふそ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対照となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを

除く。

3 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

4 流行性脳炎予防注射

繁殖用雌豚

5 ふそ病検査

みづばち

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

5 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

6 流行性脳炎予防注射 流行性脳炎予防液皮下注射

7 ふそ病検査 肉眼的検査及び細菌学的検査

別表

結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
一次 五月十五日	名和町	上高田、大雀検査場
二次 五月十八日		

"	"	七月	"	"	"	"	"	"	"	"	六月	"	"	"	"	"	"
"	四日	三日	二十七日	二十六日	十九日	十四日	十三日	十二日	七日	六日	五日	三十日	二十九日	二十三日	二十二日		
"	"	七月	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	六月	"	"	"	"
"	七日	六日	三十日	二十九日	二十二日	十七日	十六日	十五日	十日	九日	八日	二日	一日	二十六日	二十五日		
大山町	"	名和町	"	大山町	"	名和町	中山町	名和町	中山町	名和町	中山町	大山町	中山町	名和町	中山町	大山町	大山町
長田、妻木	"	名和	旧奈和	香取	枋原、新渡道	下大山、門前	大中尾	陣構、楽仙	林ヶ峯	新高田	萩原、大都	中横原、下横原	八重、樋口	上大山	下甲	所子	羽田井、束積
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	五月	实施期日
"	二十日	"	十九日	"	"	十八日	"	"	十七日	"	十五日	实施区域
岸本町	名和町	境港市	淀江町	会見町	名和町	西伯町	大山町	中山町	"	"	米子市	实施場所
岸本町	楽仙	中浜	淀江、大和、宇田川	手間	名和、光徳	西伯町	所子	下中山地区各豚舎	中小家畜試験場	旧市内、巖	夜見、富益、和田	尚徳、五千石地区各豚舎
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	所

流行性脳炎予防注射

"	五月二十六日	实施期日
"	淀江町	实施区域
"	山陰食鶏種鶏場	实施場所

ひな白痢検査

ふそ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
五月 十五日	鳥取市、国府町、郡家町	各養ほう場
" 十六日	鳥取市、岩美町、郡家町	
" 十七日	鳥取市、八東町、郡家町	
" 十八日	鳥取市、八東町、郡家町、河原町	
" 十九日	鳥取市、八東町、気高町、河原町	
" 二十日	"	
" 二十二日	鳥取市、岩美町	
" 二十三日	鳥取市、岩美町、青谷町	
" 二十四日	鳥取市、岩美町、鹿野町、用瀬町	
" 二十五日	鳥取市、若桜町、鹿野町、用瀬町	
" 二十六日	鳥取市、若桜町、鹿野町	
" 二十七日	鹿野町、若桜町、智頭町	
" 二十九日	佐治村、若桜町、智頭町	
" 三十日	船岡町、若桜町、智頭町、佐治村	
六月 三日	智頭町	
" 五日	"	
" 六日	"	
" 八日	若桜町	
" 九日	"	

十日 若桜町、佐治村
 十二日 " "

鳥取県告示第三百二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上宇寺屋敷五九七

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字吉田屋敷上一五五三、一五五三の一から一五五三の三まで

(二) 保安林として指定された目的

魚つき

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

三 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字二ツ山二〇九二、二〇九二の一、二〇九

三、二〇九四

(一) 保安林として指定された目的
魚つき

(二) 解除の理由
指定理由の消滅

四 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字下河原二 七六六の一、七六六の二、七六六の四

(二) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

五 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字切戸一七三七から一七三九まで

(二) 保安林として指定された目的
風害の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

六 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字港の一七二五の一、一七二六

(以上二筆について次の図に示す部分に限る。) 一七二七、一七二九

(二) 保安林として指定された目的
風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

七 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字二本松西方二九五五の二五から二九五五の二七まで、二九五五の二九、二九五五の四一

(二) 保安林として指定された目的
潮害の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

八 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字産水東方三一一九の二

(二) 保安林として指定された目的
潮害の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

九 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字長者石一七二八の一、一七二九の一、一七三二の一、一七三五の一、一七三七の一、一七三八の一

(二) 保安林として指定された目的
潮害の防備

(三) 解除の理由
指定理由の消滅

十 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

(一) 鳥取市伏野字スクモ塚一七二四の一
保安林として指定された目的

魚つき

(二) 解除の理由

指定理由の消滅

十一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字白浜六八八の一、二、六八八の二三、六八九、六九二

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八幡字宮ノ前三七七

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十三(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字新田西屋敷通下二三〇九

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

十四(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字村屋敷二三一三の一、二三一五の四

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一、作業種類 通信地図修正測量

二、作業期間 昭和四十二年五月九日から

昭和四十二年五月十六日まで

三、作業地域 鳥取市、米子市、気高町、鹿野町及び泊村

鳥取県告示第三百二十九号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(廢の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県種畜場 鳥取市国安二一〇の一」を

「鳥取県種畜場 東伯郡赤碕町松谷六六〇」に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年五月九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年五月十八日 午後二時から
鳥取市東町一丁目三二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）
鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市吉方二区四七六の五 浅 井 繁 蔵
- 2 岩美郡岩美町大字浦富五九八 湊 視 眼

公 告

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第5条第2項の規定に基づき、電気工事士試験を次の要領により実施するので、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第11条第2項の規定により公告する。

昭和42年5月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

(ア) 日 時 昭和42年7月9日（日曜日）
午後1時から3時まで

(イ) 場 所 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂
米子市荒町1丁目 鳥取県西部総合事務所講堂

(2) 試験科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式

<p>電気機器、配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事に用いる材料の材質及び用途 3 電気工事に用いる工具の用途
<p>電気工事の施行方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びケーブルの取付け方法 4 接地工事の方法
<p>一般用電気工作物の検査方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法
<p>配線図</p>	<p>配線図の表示事項及び表示方法</p>
<p>一般用電気工作物の保</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気工事士法、電気工事士法施行令

安に関する法令

- 及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）
- 2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）
- 3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術基準を定める省令（昭和57年通商産業省令第85号）

(3) 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工指導課監理係に提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号の一に該当する者であること又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

(ア) 受験願書

電気工事士法施行規則様式第6によること。

(イ) 写真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦8センチメートル、横6センチメートルの上半身正面像で裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。

(ウ) 受験願書の受付期間

昭和42年5月25日から昭和42年6月5日まで

(エ) 受験手数料及びその納付方法

(ウ) 受験手数料 1,000円

(イ) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

(6) 受験票
受験票は、願書を受け付けた場合にのみ交付する。

2 技能試験

筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対して実施する。

(1) 試験の日時及び場所

(ウ) 日 時 昭和42年8月20日(日曜日)

(イ) 場 所 午前8時30分から午後5時まで
鳥取市立川町5丁目

(ウ) 場 所 鳥取県立鳥取工業高等学校

(2) 試験の科目

(ウ) 電線の接続

(イ) 配線工事

(ウ) 電気機器及び配線器具の設置

(イ) 電気機器、配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具の使用法

(ウ) コード及びキャブライヤケープルの取付け

(イ) 接地工事

(ウ) 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定

(イ) 一般用電気工作物の検査

(ウ) 一般用電気工作物の故障箇所の修理

(3) 受験票

受験票は、筆記試験の合格者又は筆記試験を免除された者に交付する。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和35年法律第6号)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和42年5月9日

鳥取県公安委員長 沢 住 辰 藏

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和42年5月30日 午後1時から午後5時まで	米子警察署 会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
昭和42年6月2日 午後1時から午後5時まで	倉吉警察署 会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和42年6月5日 午後1時から午後5時まで	鳥取警察署 会議室	鳥取、岩井、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途

に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考 査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印 鑑